

## 個人情報ファイル簿一覧

番号	所属名	個人情報ファイル名
1	広報県民課	相談情報ファイル
2	会計課	拾得物件情報ファイル
3	会計課	遺失届情報ファイル
4	留置管理課	留置情報ファイル
5	生活安全企画課	自転車防犯登録ファイル
6	生活安全企画課	青色回転灯等を装備した車両での自主防犯パトロールに関する事務ファイル
7	生活安全企画課	被保護者情報管理ファイル
8	生活安全企画課	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト管理ファイル
9	人身安全対策課	愛媛県少年警察ボランティアに関する事務ファイル
10	生活環境課	警備業資格者証等ファイル
11	生活環境課	古物商等管理ファイル
12	生活環境課	風俗営業等管理ファイル
13	生活環境課	猟銃・空気銃等管理ファイル
14	地域課	巡回連絡カードに関するファイル
15	交通規制課	制限外許可（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）申請者ファイル
16	交通規制課	道路使用許可申請者ファイル
17	交通規制課	緊急通行車両等管理ファイル
18	交通規制課	通行禁止道路通行許可申請者ファイル
19	交通規制課	自動車保管場所管理ファイル
20	交通規制課	駐車禁止除外指定者標章管理ファイル
21	交通規制課	駐車許可証管理ファイル
22	交通規制課	高齢運転者等標章管理ファイル
23	運転免許課	安全運転相談管理ファイル
24	運転免許課	運転者管理ファイル

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務室広報県民課	
個人情報ファイルの利用目的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。	
記録項目	1 受理番号、2 本部関係所属、3 受理者の所属、課・係、氏名、4 受理日、5 受理態様、6 申出者の住所、フリガナ、氏名、性別、生年月日、電話、携帯電話、メールアドレス、職業、勤務先、7 相手方の住所、フリガナ、氏名、性別、生年月日、電話、携帯電話、メールアドレス、職業、勤務先、8 件名、9 申出要旨、10 措置者の所属、課・係、氏名、11 措置日、12 措置結果、13 措置詳細、14 関係者の住所、フリガナ、氏名、性別、生年月日、電話、携帯電話、メールアドレス、職業、勤務先	
記録範囲	相談事案に係る受理者、申出者、相手方、関係者及び措置者	
記録情報の収集方法	相談受理・対応	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
備考	

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署、今治警察署、伯方警察署、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署、久万高原警察署、伊予警察署、大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署、宇和島警察署、愛南警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告年月日、8 取扱職員、9 拾得日時、10 拾得場所、11 拾得者住所・氏名・連絡先、12 拾得者権利区分、13 拾得者氏名等告知同意区分、14 施設占有者整理番号、15 施設占有者名称・所在地・連絡先、16 施設占有者交付受理日時、17 施設占有者権利区分、18 施設占有者氏名等告知同意区分、19 物件（現金・物品）、20 保管場所区分、21 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、22 保管委託年月日、23 保管委託先氏名（名称）・住所・連絡先、24 任意提出年月日、25 還付年月日、26 遺失者判明年月日、27 遺失届受理番号、28 払出区分、29 払出年月日、30 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署、今治警察署、伯方警察署、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署、久万高原警察署、伊予警察署、大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署、宇和島警察署、愛南警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 処理結果	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）愛媛県警察本部総務室広報県民課 （所在地）愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電子計算機処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課 四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署 今治警察署、伯方警察署、松山東警察署、松山西警察署 松山南警察署、久万高原警察署、伊予警察署、大洲警察署 西予警察署、宇和島警察署、八幡浜警察署、愛南警察署	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	1 留置番号、2 本籍、3 住居、4 職業、5 氏名、6 生年月日、7 性別、8 使用言語、9 領事館通報の有無、10 逮捕日時、11 罪名、12 逮捕種別、13 逮捕所属、14 共犯者、15 捜査主任官、16 留置日時、17 逮捕時の状況、18 逃走の恐れ、19 前科・前歴、20 暴力団等組織関係、21 薬物・アルコール等の影響、22 疾病負傷関係、23 心理状態、24 性格等、25 家族関係	
記録範囲	愛媛県警察に留置された者（被留置者）	
記録情報の収集方法	被留置者からの聴取、行政機関への照会	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)



行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注   □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
記録項目	1 防犯登録番号、2 登録年月日、3 車体番号、4 メーカー、5 車名、6 取扱店、7 住所、8 氏名、9 連絡先、10 車種、11 車色	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	公益社団法人愛媛県防犯協会連合会及び愛媛県自転車商協同組合からの通知により収集する。	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	青色回転灯等を装備した車両での自主防犯パトロールに関する事務ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	青色回転灯等を装備した車両での自主防犯パトロールに関する事務の適正な業務管理のため	
記録項目	1 認定（交付）日、2 団体名、3 所在地、4 代表者名、5 代表者連絡先、6 青色回転灯等装備車両の登録番号、7 青色回転灯等装備車両の所有者・使用者、8 パトロール実施者名、9 パトロール実施者の生年月日	
記録範囲	青色回転灯等を装備した車両での自主防犯パトロール団体の代表者及び実施者	
記録情報の収集方法	青色回転灯等を装備した車両での自主防犯パトロール団体の代表者からの提出書類により収集	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	（所在地）愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電子計算機処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案をすることが	—
できる期間	—
備考	—

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被保護者情報管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	保護業務の円滑な事務のために利用する。	
記録項目	1 保護日時、2 保護種別、3 保護場所、4 氏名、5 性別、6 生年月日、7 住所、8 国籍、9 職業、10 引取者の氏名、11 引取者との続柄、12 引取者の連絡先	
記録範囲	被保護者及び関係者	
記録情報の収集方法	保護対応	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案をすることが	—
できる期間	
備考	

注   のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺等の犯罪被害防止業務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 郵便番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登録されている者	
記録情報の収集方法	警察庁から収集（提供）	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)



行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注   □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	愛媛県少年警察ボランティアに関する事務ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部人身安全対策・少年課、四国中央署、新居浜署、西条署、西条西署、今治署、伯方署、松山東署、松山西署、松山南署、久万高原署、伊予署、大洲署、八幡浜署、西予署、宇和島署、愛南署	
個人情報ファイルの利用目的	少年警察ボランティアの委嘱及び運用を円滑かつ効果的に推進するために利用する。 少年の非行防止及び健全育成活動に尽力し、多大な功労があった功労者及び功労団体について表彰を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所・居所、5 電話番号 6 職業・職歴、7 少年警察ボランティアに関する表彰歴	
記録範囲	少年警察ボランティア	
記録情報の収集方法	少年警察ボランティアからの提出	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業資格者証等ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 資格種別、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 生年月日、9 本（国）籍、10住所、11交付申請年月日、12交付年月日、13再交付申請年月日、14書換え申請年月日、15返納（取消し）年月日、16指定講習修了の有無、17備考	
記録範囲	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	（所在地）〒790-8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び9の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び9の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目に係る変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20条）第15条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電子計算機処理ファイル） <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 〒790-8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生日、20 返納理由、21 仮設店舗日時、22 仮設店舗設置場所、23 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、24 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）
記録範囲	古物営業許可に関する申請書、届出書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申請、届出及びその他法令に基づいた調査
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）愛媛県警察本部総務室広報県民課 （所在地）〒790-8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	6 から10及び12から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電子計算機処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）愛媛県警察本部総務室広報県民課 （所在地）〒790-8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可上申等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止処分の有無、8 送致の有無、9 法人・個人の別、10 違反態様等、11 許可番号、12 営業所の名称、13 営業所等の所在地、14 法人名、15 法人の所在地、16 代表者又は経営者の氏名、17 代表者又は経営者の性別、18 代表者又は経営者の生年月日、19 代表者又は経営者の本（国）籍、20 代表者又は経営者の住所、21 管理者等の氏名、22 管理者等の性別、23 管理者等の生年月日、24 管理者等の本（国）籍、25 管理者等の住所、26 役員の氏名、27 役員の性別、28 役員の生年月日、29 役員の本（国）籍、30 役員の住所、31 広告宣伝で使用する呼称、32 客の依頼を受ける方法、33 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35 自動公衆送信装置設置者の住所、36 電気通信設備の設置場所、37 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40 許可管理番号、41 認定番号、42 開始届出番号、43 届出確認書等の書面の種別、44 届出確認書等の交付年月日、45 届出確認書等の交付番号、46 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47 受付所・待機所の別、48 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49 行政処分番号



記録範囲	<p>風俗営業等の許可を受けた者(許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から○年間保存される。)、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者(認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点か5年間保存される。)、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者(廃業した者の記録については、廃業した時点から5年間保存される。))並びに行政処分を受けた者(当該処分を受けた時点から5年間保存される。)</p>	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 〒790-8673 松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	<p>風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。)第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。</p>	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	<p>----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>	

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 松山市南堀端町2番地2
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1銃種、2許可証番号、3本（国）籍、4住所、5氏名、6性別、7生年月日、8登録事由発生日、9許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実（空）包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態	
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報の有無	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	（所在地）〒790-8673 松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第20条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 〒790-8673 松山市南堀端町2番地2
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	別紙のとおり ※各簿冊は分冊として整理	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 電話番号、7 業種、8 非常時の連絡先	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

## 別紙

四国中央	三島交番
	川之江交番
	豊岡駐在所
	川滝駐在所
	土居駐在所
	天満駐在所
	小林駐在所
	津根駐在所
新居浜	中央交番
	前田交番
	新居浜駅前交番
	高津交番
	角野交番
	多喜浜駐在所
	郷駐在所
	山根駐在所
	船木駐在所
	大生院駐在所
西条	駅前交番
	三本松交番
	氷見駐在所
	神戸駐在所
	玉津駐在所
	飯岡駐在所
西条西	駅前交番
	吉井駐在所
	小松駐在所
	大頭駐在所
	新町駐在所
	三芳駐在所
	河原津駐在所
	丹原駐在所
	田野駐在所
	中川駐在所
伯方	伯方署所在地
	北浦駐在所
	宮窪駐在所
	八幡駐在所
	下田水駐在所
	大三島駐在所
	宗方駐在所
	井口駐在所

	瀬戸崎駐在所
	岩城駐在所
	弓削駐在所
	生名駐在所
今治	水上交番
	駅前交番
	旭町交番
	日高交番
	菊間駐在所
	玉川駐在所
	大西駐在所
	乃万駐在所
	波止浜駐在所
	近見駐在所
	波方駐在所
	関前駐在所
	桜井駐在所
	唐子台駐在所
	富田駐在所
	朝倉駐在所
	清水駐在所
松山東	一番町交番
	大街道交番
	市駅前交番
	松山駅前交番
	城北交番
	道後交番
	素鷲交番
	余戸交番
	御幸交番
	潮見駐在所
	伊台駐在所
	湯山駐在所
松山西	みつ交番
	吉田浜交番
	味生交番
	久枝交番
	北条交番
	高浜交番
	興居島駐在所
松山南	朝生田交番
	石井交番
	久米交番



	小野交番
	重信交番
	川内交番
	砥部交番
	浮穴駐在所
	久谷駐在所
久万高原	久万高原署所在地
伊予	駅前交番
	松前交番
	上野駐在所
	中村駐在所
	大平駐在所
	北伊予駐在所
	双海駐在所
	中山駐在所
大洲	中央交番
	長浜交番
	内子交番
	平野駐在所
	菅田駐在所
	新谷駐在所
	八多喜駐在所
	肱川駐在所
	大和駐在所
	大瀬駐在所
	城廻駐在所
	平岡駐在所
	小田駐在所
	八幡浜
保内交番	
千丈駐在所	
双岩駐在所	
真穴駐在所	
伊方駐在所	
町見駐在所	
瀬戸駐在所	
三崎駐在所	
西予	西予署所在地
	野村交番
	上松葉駐在所
	皆田駐在所

	俵津駐在所
	高山駐在所
	三瓶駐在所
	三島駐在所
	城川東駐在所
	城川西駐在所
宇和島	駅前交番
	城南交番
	吉田交番
	鬼北交番
	三浦駐在所
	来駐在所
	玉津駐在所
	津島駐在所
	清満駐在所
	下灘駐在所
	遊子駐在所
	三間駐在所
	泉駐在所
	三島駐在所
	松野駐在所
	吉野駐在所
	日吉駐在所
愛南	愛南署所在地
	内海駐在所
	城辺駐在所
	深浦駐在所
	一本松駐在所
	船越駐在所

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	制限外許可（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）申請者ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	制限外許可（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 申請者の免許の種類、4 免許証番号、5 車両の種類、6 番号標に表示されている番号、7 車両の諸元、8 運搬品名、9 制限を超える大きさ又は重量、10 制限を超える積載の方法、11 設備外積載の場所、12 荷台に載せる人員、13 運転の期間、14 運転経路、15 許可証番号、16 許可条件	
記録範囲	制限外許可の申請者	
記録情報の収集方法	制限外許可の申請者からの提出	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	道路使用許可申請者ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 道路使用の目的、4 場所又は区間、5 期間、6 方法又は形態、7 添付書類、8 現場責任者住所、9 現場責任者氏名、10 現場責任者電話、11 許可証番号、12 許可条件	
記録範囲	道路使用許可の申請者及び現場責任者	
記録情報の収集方法	道路使用許可の申請者からの提出	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案をすることが	—
できる期間	
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	緊急通行車両等管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法等に定める緊急通行車両等及び交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）の申請手続等の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申出（届出）年月日、2 申出（届出）者住所、3 申出者（届出者）氏名、4 番号票に表示されている番号、5 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）、6 活動地域、7 車両の使用者の住所・電話番号、8 車両の使用者の氏名又は名称、9 緊急連絡先の住所・電話番号、10 緊急連絡先の氏名、11 標章・証明書番号、12 交付年月日、13 変更の内容、14 変更の理由、15 再交付申出の理由、16 備考	
記録範囲	緊急通行車両確認申出書、緊急輸送車両確認申出書、規制除外車両事前届出書、規制除外車両確認申出書、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書、緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書を提出した者	
記録情報の収集方法	申出（届出）者からの申出（届出）	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	（所在地）愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電子計算機処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注   □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。



様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可申請者ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可申請事務の適正な遂行に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 主たる運転者住所、4 主たる運転者氏名、5 車両の種類、6 番号標に表示されている番号、7 運転の期間、8 通行しようとする通行禁止道路の区間、9 やむを得ない理由	
記録範囲	通行禁止道路通行許可の申請者	
記録情報の収集方法	通行禁止道路通行許可申請者からの申請	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工	—
情報に関する提案をすることが	—
できる期間	
備考	

注   のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積	
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、駐車場所有者管理者	
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 申請事由、6 標章使用期間、7 使用車両の種類・登録（車両）番号、8 標章使用者の住所・職業・氏名・年齢、9 標章の番号・交付年月日、10 標章の有効期限	
記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注   のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	駐車許可証管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 駐車の事由、6 駐車の方法、7 駐車の年月日時、8 駐車の場所、9 自動車の種類・車名・登録（車両）番号、10 運転者の氏名、11 駐車許可証の番号・交付年月日	
記録範囲	現に駐車許可証を受けている者、駐車許可証を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車許可の申請書、駐車許可証の返納	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。



様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 氏名・ふりがな、4 生年月日、5 電話番号・その他連絡先、6 申請事由、7 免許証の番号・交付年月日、8 免許の種類、9 登録（車両）番号、10 標章の番号・交付年月日、11 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、12 再交付の申請年月日・理由、13 標章の返納年月日	
記録範囲	現に高齢運転者等標章を受けている者、高齢運転者等標章を返納した者	
記録情報の収集方法	高齢運転者等標章の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、高齢運転者等標章の返納	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び都道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案	—
を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織	—
の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注   のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	安全運転相談管理ファイル	
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課	
個人情報ファイルの利用目的	安全運転相談に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 本籍、5 住所、6 電話番号、7 免許証番号、8 交付年月日、9 有効年月日、10 免許条件、11 免許種別、12 身体の状態、13 調査経緯、14 調査状況、15 調査結果、16 病名、17 病歴、18 病状、19 手続き内容、20 措置結果、21 関係者連絡先	
記録範囲	安全運転相談の対象者	
記録情報の収集方法	本人及び関係者からの申告、警察署等からの提出資料	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課	
	(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 松山市南堀端町2番地2
行政機関等匿名加工情報の概要	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。

様式第2号（第2条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	愛媛県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（5 t 限定）、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴証明書運転者区分
記録範囲	1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成

	<p>18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。</p> <p>5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。</p> <p>6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間(ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。</p>	
記録情報の収集方法	<p>運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検</p>	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	<p>警察庁及び自動車安全運転センター愛媛県事務所</p>	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課</p>	
	<p>(所在地) 愛媛県松山市南堀端町2番地2</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規則第30条の12第1項による。</p>	
個人情報ファイルの種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 愛媛県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 松山市南堀端町2番地2
行政機関等匿名加工情報の概要	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
備考	

注 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。